

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター安全保障輸出管理規程

制定 令和8年4月1日

(目的)

第1条 本規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員等」とは、センターの役職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員を含む。）並びに人材派遣契約職員をいう。
- (2) 「所属長」とは、センター職員就業規則第5条に定める所属長をいう。
- (3) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び当該法律に基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (4) 「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (5) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (6) 「特定類型該当者」とは、非居住者から強い影響を受けている状態に該当する者として、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (7) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (8) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として国外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (9) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (10) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (11) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (12) 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (13) 「公知の技術」とは、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条第2項第9号に規定する技術をいう。
- (14) 「需要者等」とは、技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう（「相手先」ともいう。）。
- (15) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (16) 「大量破壊兵器等の開発等」とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (17) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (18) 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (19) 「懸念国」とは、輸出令別表第4に掲げる地域をいう。
- (20) 「国連武器禁輸国・地域」とは、輸出令別表第3の2に掲げる地域をいう。
- (21) 「一般国」とは、輸出令別表第3及び別表第3の2のいずれにも該当しない地域をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、センターの職員等が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 センターにおける輸出管理の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 センターにおける輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、理事長とする。

2 最高責任者は、以下の業務を行う。

- (1) 本規程及び運用手続の制定・改廃
- (2) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請
- (3) 外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の対応措置及び再発防止措置
- (4) その他、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定

(輸出管理統括責任者・輸出管理事務局)

第6条 最高責任者の下に、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、以下の業務を行う。

- (1) 本規程及び運用手続の改廃案の作成
- (2) 第13条の取引審査の承認
- (3) 文書管理
- (4) 監査
- (5) 指導・教育
- (6) その他本規程に定められた業務

3 統括責任者を補佐し、輸出管理に関する企画及び連絡調整、並びに職員等からの相談及び通報（センター内部通報及び外部通報に関する規程に定める通報をいう。）への対応にあたるための輸出管理事務局（以下「事務局」という。）を、企画・連携推進部企画室に置く。

(輸出管理責任者)

第7条 輸出管理業務を適切に実施するため、センター組織規程第4条に定める各部所に輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該部所の所属長をもって充てる。

2 管理責任者は、統括責任者の指示の下に、当該部所の輸出管理に関する以下の業務を行う。

- (1) 第9条の事前確認の承認
- (2) 第13条の取引審査の確認
- (3) 輸出管理に関する指導・教育
- (4) その他統括責任者が必要と定める事項

(利用者確認)

第8条 職員等は、センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）について、利用者確認シート（様式第1-1号及び様式第1-2号）により、非居住者又は特定類型該当者の該当性の確認（以下「利用者確認」という。）をするものとする。ただし、次条の事前確認が明らかに必要な場合は、利用者確認を省略することができる。

(事前確認)

第9条 職員等は、利用者確認により、当該利用者が非居住者又は特定類型該当者であると確認された場合又は明らかに第13条の取引審査の手続きの要否確認が必要な場合は、「事前確認シート（様式第2号又は様式第3号）」により、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術）の適用判定等について確認（以下「事前確認」という。）を行い、取引審査の手続きの要否につい

て、管理責任者の承認を得なければならない。

- 2 事前確認により、取引審査の手続が必要とされた場合には、職員等は第10条の該非判定、第11条の用途確認及び第12条の需要者等確認を行い、第13条の取引審査を行わなければならない。
- 3 事前確認により取引審査手続が不要とされた場合には、職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 職員等は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを「該非判定票(様式第4号)」を用いて判定する。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) センターで研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行う場合には、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定する。
- (2) センター外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行う場合には、当該技術又は貨物の調達先(以下「調達先」という。)からの該非判定書等の入手等により、前号と同様に適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できる場合には、当該入手等を省略することができる。

(用途確認)

第11条 職員等は、当該技術又は貨物の用途について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「用途チェックシート(様式第5号)」及び「明らかガイドラインシート(様式第6号)」を用いて確認する。なお、需要者等以外から間接的に得ている確かな情報については、当該情報を含めて用途の確認を行う。

(需要者等確認)

第12条 職員等は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するか否かを、「需要者チェックシート(様式第7号)」を用いて確認する。なお、需要者等以外から間接的に得ている確かな情報については、当該情報を含めて需要者等の確認を行う。

- (1) 取引に係る仕向地が懸念国又は国連武器禁輸国・地域である。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。
- (5) 取引経路内関係者の存在・身元に不審な点がある。

(取引審査)

第13条 職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、前3条に定める判定及び確認を行った上で、「審査票(様式第8号又は様式第9号)」により、当該取引の可否等について、管理責任者による確認及び統括責任者による承認(以下「取引審査」という。)を受けなければならない。

2 職員等は、統括責任者の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 取引審査の結果、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない取引については、最高責任者は経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、当該許可を取得しない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 職員等は、技術の提供を行う場合、事前確認及び取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、事前確認により取引審査が不要とされた場合には、取引審査の手続の確認は要さない。

(貨物の出荷管理)

第16条 職員等は、貨物の輸出を行う場合、事前確認及び取引審査の手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認するとともに、外為法等に基づく許可を受けなければならない貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、事前確認により取引審査が不要とされた場合には、取引審査の手続の確認は要さない。

2 職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(特定類型該当者の確認等)

第17条 新たに採用された職員等は、特定類型該当性に関する誓約書(様式第10号)を統括責任者に提出しなければならない。

2 職員等は、特定類型該当性に関する内容に変更が生じたときは、速やかに誓約書を統括責任者に提出しなければならない。

(文書管理)

第18条 職員等は、統括責任者の指示の下、輸出管理に係る文書・図面又は記録媒体を、取引が行われた日から起算して、10年間保管する。

(監査)

第19条 統括責任者は、センターの輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、センター内部監査規程に定める内部監査責任者に指示して監査を定期的に行う。

2 監査の実施手続は、センター内部監査規程の例による。

(指導・教育)

第20条 統括責任者は職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う。

2 統括責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、職員等に対し計画的に教育を行う。

(報告)

第21条 職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者及び事務局に速やかに報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告する。

4 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、センターの関係部所に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

第22条 職員等が、故意又は重大な過失により本規程に違反した場合は、センター職員就業規則等に基づく懲戒処分の対象とする。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、センターの輸出管理に必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

利用者確認シート

記入日 年 月 日

会社 (学校) 名		所在地	
来所者の氏名		所属・役職名	

※ 複数人で利用する場合は、代表者がこの様式に記載し、他の同行者は様式 1-2 に 1 名ずつ記載してください。

1 あなた個人についてお聞きします

区 分	居住者・非居住者の内容 (該当する項目をチェック)	居住者/ 非居住者の別	
日本人 の方	<input type="checkbox"/> ①日本に居住する者 (外国に滞在する者で一時帰国の滞在期間が6月以上の者を含む) <input type="checkbox"/> ②日本の在外公館に勤務する者	居住者	2へ進む
	<input type="checkbox"/> ③外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 <input type="checkbox"/> ④2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 <input type="checkbox"/> ⑤出国後に2年以上滞在している者 <input type="checkbox"/> ⑥上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者	非居住者	職員へ申し出てください。 以下記載は不要です。
外国人 の方	<input type="checkbox"/> ①日本にある事務所に勤務する者 <input type="checkbox"/> ②日本に入国後6月以上経過している者	居住者	2へ進む
	<input type="checkbox"/> ③外国に居住する者 <input type="checkbox"/> ④外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 <input type="checkbox"/> ⑤外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人 (ただし、外国において任命又は雇用された者に限る)	非居住者	職員へ申し出てください。 以下記載は不要です。

2 あなたが勤務・所属する会社・団体等についてお聞きします。

区 分	居住者・非居住者の内容 (該当する項目をチェック)	居住者/ 非居住者の別	
法人等	<input type="checkbox"/> ①日本にある日本法人等 <input type="checkbox"/> ②外国の法人等の日本にある支店、出張所、その他の事務所 <input type="checkbox"/> ③日本の在外公館	居住者	3へ進む
	<input type="checkbox"/> ④外国にある外国法人等 <input type="checkbox"/> ⑤日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 <input type="checkbox"/> ⑥日本にある外国政府の機関又は国際機関	非居住者	職員へ申し出てください。 以下記載は不要です。

3 外国企業、外国政府の影響を強く受けている者 (特定類型該当者) について

(上記 1 又は 2 の居住者 (自然人に限る) について、非居住者 (外国企業、外国政府等) の影響を強く受けている者の確認)

特定類型該当者の要件 (要件を確認して下記のいずれかをチェック)	
<input type="checkbox"/> ①外国法人等又は外国の政府等と雇用契約等を締結しており、当該外国法人等又は当該外国政府等の指揮命令に服する又はそれらに対して善管注意義務を負う者 但し、以下の場合は除く (イ) 当該者が日本法人と雇用契約等を締結しており、当該者又は当該日本法人が当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、指揮命令等について日本法人の指揮命令が優先すると合意している場合 (ロ) 当該者が日本法人と雇用契約等を締結しており、かつグループ外国法人等と雇用契約を締結している場合	
<input type="checkbox"/> ②外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益 (金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25% 以上を占める金銭その他の利益をいう) を得ている者又は得ることを約している者	
<input type="checkbox"/> ③日本における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている者	
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しません。	<input type="checkbox"/> 上記①～③に該当します。 ⇒ 職員へ申し出てください。

※この確認シートは、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 278 号) その他関連法令等に基づく技術等の海外への流出防止に係る提供者等の判定に利用するものです。

利用者確認シート（同行者用）

No.	同行者署名 (自署)	会社（学校）名	安全保障輸出管理に係る 居住者・非居住者等の届出 (該当する項目をチェックする)
1		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
2		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
3		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
4		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人又は法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
5		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
6		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
7		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
8		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
9		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者
10		<input type="checkbox"/> 受付代表者に同じ	<input type="checkbox"/> 居住者（個人及び法人等） ⇒ 特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当（類型番号 ） <input type="checkbox"/> 非居住者

※ 「居住者」、「非居住者」、「特定類型該当者」の区分については、様式第 1-1 号の内容（基準）を参考にしてください。

※ 「特定類型該当者」に該当する場合は、該当する類型番号を記載してください。

※ 「非居住者」又は「特定類型該当者」に該当する方がいる場合は、職員へ申し出てください。

相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>) を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について事務局に相談してください。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--------------	--

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術の一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、事務局に相談してください。

6. 自己判定

<技術の提供の場合>「5. 外為法の例外規定（公知）の適用判定」が「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを事務局に提出し、チェックを受けてください。事務局からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」（「公知」に該当する）とした場合であっても、特に4. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、事務局における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。（※）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」 (https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html) を参照して下さい。

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを事務局に提出してください。
（事務局でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。）

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。事務局で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。	確認日を記入の上、自署又は押印する。			
	管理責任者（所属長）		事務局（企画室）	
	確認日	年 月 日	確認日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 取引可	<input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する			

事前確認シート（外国人、特定類型該当者（研究者・訪問者等）受入れ用）

申請年月日： 年 月 日

申請者： 氏名 所属・職名

※外国人、特定類型該当者の研究者・訪問者等の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。
 ※本シートは、外国人、特定類型該当者受入れの20日前までに、管理責任者（所属長）の承認を受け、事務局（企画室）に提出してください。

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 研究者・教員〔 <input type="checkbox"/> 雇用関係あり（職名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 学生〔 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 聴講生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
氏名	
出身国（国籍）	
出身組織	
特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 類型該当性の根拠〔 〕
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。



2. 受入予定部所・提供予定技術等

部所名	
指導職員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画 (見学の場合は、「施設見学」と記入)	
提供予定技術の概要	

※指導職員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導職員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定部所、指導職員又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【別表】慎重な審査が必要となる研究分野一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用した分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

裏面に続く

受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について事務局に相談してください。

4. 外為法の例外規定（公知）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--------------	--

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、人材育成又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれる場合（意図的に人材育成又は提供する場合は、部所の情報アクセス管理等の事情から、受入者が部所にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

上記に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、事務局に相談してください。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知）の適用判定」が「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---------------------------------	--

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを事務局に提出し、チェックを受けてください。事務局からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」（「公知」に該当する）とした場合であっても、特に3. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、事務局における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するものがない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを事務局に提出してください。

（事務局でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。）

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。事務局で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。	確認日を記入の上、自署又は押印する。			
	管理責任者(所属長)		事務局(企画室)	
	確認日	年 月 日	確認日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 受入可	<input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する			

【別表】 慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連
	プラズマ学	核融合学関連
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論 素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連
	流体工学、熱工学	流体工学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連
		ロボティクスおよび知能機械システム関連
	電気電子工学	電力工学関連
		通信工学関連
		計測工学関連
		制御およびシステム工学関連
		電気電子材料工学関連
		電子デバイスおよび電子機器関連
航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連	
	船舶海洋工学関連	
D	材料工学	金属材料物性関連
		無機材料および物性関連
		構造材料および機能材料関連
		材料加工および組織制御関連
	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連
ナノ構造物理関連		
ナノ材料科学関連		
ナノバイオサイエンス関連 ナノマイクロシステム関連		
応用物理物性	応用物理一般関連	
原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連	

大区分	中区分	小区分
E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連
		機能物性化学関連
	有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連
		有機合成化学関連
	無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連
		分析化学関連
		グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連
	高分子、有機材料	高分子化学関連
		高分子材料関連
		有機機能材料関連
無機材料化学、エネルギー関連化学	エネルギー関連化学	
生体分子化学	生体関連化学	
G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連
		構造生物化学関連
		機能生物化学関連
		生物物理学関連
細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連	
	発生生物学関連	
H	病理病態学、感染免疫学	ウイルス学関連 免疫学関連
J	情報科学、情報工学	計算機システム関連
		ソフトウェア関連
		情報ネットワーク関連
		情報セキュリティ関連 高性能計算関連
K	環境解析評価	放射線影響関連
		化学物質影響関連

該非判定票

作成日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

作成責任者： 氏名 _____ 所属・職名 _____

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄が 1か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）
又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項番	項目	項番	項目		

技術／貨物の該非判定結果 該当 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・ 外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・ 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・ 技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術/貨物に係る、外国為替令/輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術/貨物の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術/貨物の 仕様(性能)
項番	項目	項番	項目		
第4項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であって、経済産業省令で定めるもの	第16条 第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000~2,500度の温度範囲 ・ 15,000~20,000パスカルの絶対圧力 <p>以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。</p> <p>したがって、該当。</p>

技術/貨物の該非判定結果 ■ 該当 □ 非該当

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
別表	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ	

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又はインド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ	

（※）別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
 二 産業用の発破器
 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「-」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・-
貨物等の設置場所等の 態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・-
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・-
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・-
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における 態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・-
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・-
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・-
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・-
外国ユーザーリスト 掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しない。 イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。 ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。	はい・いいえ・-
	⑱ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事情途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。	はい・いいえ・-
	⑲ 国連武器禁輸国・地域向け又は当該国・地域の非居住者を需要者（外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。）とする輸出等にあつては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当しない。	はい・いいえ・-
その他	⑳ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・-

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

「需要者」チェックシート

（どちらかに○を付けること）

①懸念国又は国連武器禁輸国・地域のチェック

仕向地又は受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）であるか。	はい・いいえ
---	--------

②外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

③需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学剤又は細菌剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
国連武器禁輸国・地域向け又は一般国向けの特定品目（輸出令16項（1））の場合であって、通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ

④大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等のチェック

需要者等は大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報があるか。	はい・いいえ
---	--------

⑤軍、軍関係機関等のチェック

需要者等は軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらに所属する者であるか。	はい・いいえ
---	--------

⑥取引経路内関係者のチェック

需要者等は取引経路内関係者の存在・身元に不審な点があるか。	はい・いいえ
-------------------------------	--------

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日： 年 月 日

確認日 押印	統括責任者 (理事)		事務局 (企画室)		管理責任者 (所属長)		作成者	
-----------	---------------	--	--------------	--	----------------	--	-----	--

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）								
技術・貨物の名称		（金額）： _____						
該非判定 (1~15項)	<技術> 外為令別表： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明 ・疑義 （貨物等省令： 条 項 号） <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 規制対象外							
	<貨物> 輸出令別表第1： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明 上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。							
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他						
契約先	名称 (英字)	※HPアドレスを記載（ _____ ）					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連) 及び資料を添付すること。	
	所在地							
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 _____ 〕						
需要者 又は 利用者	名称 (英字)	※HPアドレスを記載（ _____ ）					<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連) 及び資料を添付すること。	
	所在地							
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 _____ 〕						
用途	内容（ _____ ）		<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他					
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無							
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ							
	II. 通常兵器キャッチオール規制 一般国向けかつ特定品目の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③(②が「はい」の場合、) 明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ							
	国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③(②が「はい」の場合、) 明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ							
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ							
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか					<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
取引経路	→ _____ →							
契約予定	年 月		取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

裏面に続く

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例(少額、その他)
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談		<input type="checkbox"/> 不承認	
取引承認条件				
上記判定理由				

2. 総合受入判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

受入審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例(公知、その他)
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談		<input type="checkbox"/> 不承認	
受入承認条件				
上記判定理由				

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の 遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 理事長 様

____年 ____月 ____日

住所 _____

氏名 _____

私は、貴法人が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者